二〇〇九年中国保険法改正について

金

はじめに

保険業法関連規定の改正内容保険契約法関連規定の改正内容

中国の保険事業を規制するに相応しくなくなり、特に近年においては保険法を改正する需要がますます高まってきた。 人民共和国保険法』を改正する決定」が通過し、中国保険法の第二回目の改正がなされた。今回改正された保険法は、 一〇〇九年一〇月一日より施行される。 このような大勢のもと、二〇〇九年二月二八日中国第一一回全国人民大会常務委員会第七回会議において、「『中華 中国保険法は一九九五年に施行され、中国がWTOへ加盟するに伴い二〇〇二年に一度改正がなされた。しかしそ 中国の保険業は急速に発展し、保険業の内部構造と外部環境が大きな変化を遂げ、二〇〇二年保険法はもはや

え、第五章が「保険代理人と保険仲立人」、第六章が「保険業の監督管理」となった。このような構造上の修正は、 けにも若干変化がみられる。たとえば、二〇〇九年保険法は、第二章「保険契約」の第二節を「人保険契約」、第三 ○九年の改正をもって、保険法の条文は三○カ条近く膨らみ全部で一八七カ条になった。また保険法の各章の位置づ 六章「保険代理人と保険仲立人」、第七章「法律責任」、第八章「附則」の順序で八つの章に分けられていたが、二○ を意味するであろう。 節を「財産保険契約」と、二〇〇二年保険法の順番を入れかえ、さらに二〇〇二年保険法第五章と第六章の順番をか 保険契約」、第三節「人保険契約」)、第三章「保険会社」、第四章「保険経営規則」、第五章「保険業の監督管理」、第 一○○九年保険法がますます重要視される人保険の規定に重点を置き、保険代理人などに関する規制を強化すること 二〇〇二年保険法は、全一五八カ条で、第一章「総則」、第二章「保険契約」(第一節「一般規定」、第二節「財産

合法的な経営を厳しく要求するものであると、記者のインタービューに答えた。 「被保険者の保護」、「監督管理及び危険防止の強化」、「保険サービス領域のさらなる拡大」の三つを挙げ、保険業の 二〇〇九年三月二日、 中国保険監督管理委員会法規部の主任である楊華柏氏は、 今回の保険法の改正について、

管理規定」、「保険許可証管理弁法」、「保険代理機関管理規定」などの単行規定の内容を保険法の中に取り入れ、 行った。 険者の保護など、上記の三つの点を主要な改正点としながら、保険業の改革及び発展に適応するための改正も複数 今回の保険法の改正は、「保険管理暫定規定」、「保険会社管理規定」、「保険会社取締役及び高級管理者の就任資格

任」の中にみられる。 会社」、第四章「保険経営規則」、第五章「保険代理人と保険仲立人」、第六章「保険業の監督管理」、第七章「法律責 保護」に関する改正内容は、保険契約法的な性質をもつ第二章「保険契約」の中にみられ、「監督管理及び危険防止 の強化」及び「保険サービス領域のさらなる拡大」に関する改正内容は、主に保険業法的な性質をもつ第三章 中国の保険法は、保険契約法の性質をもつ規定と保険業法の性質をもつ規定の両方を含んでいるが、「被保険者の

以下では、上記の三つの主要な改正点を中心に、二〇〇九年改正保険法の概要を紹介する。

なお、 今回の保険法の改正に関する文献が少ないため、本稿は改正された主な内容の紹介にとどまるが、評釈的議

論を深める作業は、今後の課題にしたい。

### 一保険契約法関連規定の改正内容

れているが、第二章の各節ごとに被保険者の保護に関する主な改正点をみていこう。 の公平性及び合法性をより強化することにより保険契約者・被保険者の利益の保護を計ろうとする内容のものである。 相手方の主な権利を排除している場合、当該約款は無効である)にもみられるが、第一九条は、普通保険約款の内容 無効である。類似の規定は、中国契約法第四〇条(……普通約款提供者側の責任を免除し、相手方の責任を加重し、 は被保険者の責任を加重する条項、保険契約者、被保険者または受益者の法律により享有する権利を排除する条項は 用して保険契約を締結した場合、保険者が法律の規定にしたがって負うべき義務を免除し、または保険契約者もしく 保護する趣旨の規定が今回第一九条として新たに追加されたが、それによると、保険者が提供した普通保険約款を使 険契約者の告知義務、保険者の説明義務などを中心に被保険者側を保護する内容を充実させた。また、被保険者側を の受取りに関する被保険者・受益者の権利をさらに保護するために、今回の保険契約法関連規定に関する改正は、保 中国保険法第二章「保険契約」は、第一節「一般規定」、第二節「人保険契約」、第三節「財産保険契約」に分けら 保険実務において、保険に加入するのは容易であるが、保険金の支払いを受ける際に紛争が多発している。保険金

# - 第二章「保険契約」第一節「一般規定」における改正

第二章第一節の「一般規定」においては、 普通保険約款の解釈に関するものを含む複数の改正がなされた。以下では第一節のいくつかの主要改正内容を 前述の被保険者の保護を中心に、 保険契約の成立時期、 保険金請求権の

みていこう。

#### ① 被保険利益に関する規定

項において、「被保険利益とは、保険契約者が保険の目的に対して有する法律上承認された利益である」と規定して 保険契約者が保険の目的に対して被保険利益を有しない場合、保険契約は無効である(二項)」と規定し、また第三 二〇〇二年保険法第一二条は、「保険契約者は、保険の目的に対して被保険利益を有しなければならない(一項)。

ならない(一二条二項)」と、財産保険と人保険の被保険利益について別個に規定すると同時に、被保険利益を有すならない(一二条二項)」と、財産保険と人保険の被保険利益について別個に規定すると同時に、被保険利益を有す らない(一二条一項)。財産保険の被保険者は、保険事故の発生時に保険の目的に対して被保険利益を有しなければ べき時期についても明確にした。 □○○九年保険法は、「人保険の保険契約者は、保険契約の締結時に被保険者に対して被保険利益を有しなければな 二〇〇二年保険法が財産保険と人保険の区別なしに、一括して被保険利益について規定を置いていたのに対して、

険の目的に対して被保険利益を有しなければ、保険者は保険金支払義務から免れると解されてきたが、改正の結果、 なる。二○○九年保険法第一二条の改正をもって、被保険利益を享有する主体及び時期をめぐって生じうる紛争の回 者が保険の目的について被保険利益を有しないときのみ、保険者に対して保険金を請求することができない効果が生 保険者が保険金支払義務を負わない範囲が縮小された。すなわち、財産保険の場合、保険事故が発生した時に被保険 二○○九年改正前の保険法のもと、財産保険において、被保険者は保険契約の締結時と保険事故の発生時ともに保 人保険の場合、保険契約締結時に保険契約者が被保険者に対して被保険利益を有しないときのみ、契約が無効と

避が期待される。

### ② 保険契約の成立と効力に関する規定

かった。 がなされれば、保険契約は成立する(旧一三条)と規定し、契約が効力を発する時期については規定を置いていな 二〇〇二年保険法は、保険契約者が保険を申込み、保険者が保険の引受けに同意し、かつ契約の条項について合意

付することができる(一三条三項)と明確に規定した。 項)と規定し、契約成立時に保険契約は効力を有し、保険契約者と保険者は契約の効力について条件または期限を これに対して、二〇〇九年保険法は、保険契約者の保険の申込と保険者の承諾のみで保険契約は成立する(一三条

きる。 契約者と保険者は契約の効力について条件または期限を付することができるとの内容を追加した。これらによると、 契約性の表れの一つである。次に、保険契約が効力を生じるのは、契約成立時であると明確にされた。最後に、保険 当事者が契約の各条項について合意することなく、保険の申込と承諾のみで契約は成立する。これは保険契約の諾成 通常、保険契約が効力を生じるのは契約成立時であるが、契約当事者間で成立時とは異なる時期を指定することがで 本条の改正内容は主に三点である。まず、契約の成立時期が改正前より繰り上げられた。すなわち、保険契約の両

契約者が保険料を支払ってから保険者がまだ保険の引受けを承諾していない段階で起きた事故をめぐって、紛争とな る場合がある。本条の改正は、保険契約の成立の時期と効力を発する時期を明確に規定することで、このような紛争 生命保険において、保険者は保険の引受けを承諾する前に保険料の一部支払いを保険契約者に要求するため、保険

を回避するのが目的であると思われる。

### ③ 保険契約者の告知義務に関する規定

いたが、二〇〇九年保険法は、第一六条をもって、保険契約者の告知義務違反の主観的要件を従来の「故意または過いたが、二〇〇九年保険法は、第一六条をもって、保険契約者の告知義務違反の主観的要件を従来の「故意または過 二〇〇二年保険法第一七条は、保険契約者の告知義務及びその告知義務違反時の保険契約の解除について規定して

てから三〇日以内、もしくは保険契約が成立してから二年以内に解除権を行使しなければならない。 さらに、告知義務違反による保険者の解除権の行使に期限を設けた。すなわち、保険者は、解除すべき事由を知っ(8) 失」から「故意または重過失」に改正した。

保険者の保護に適切ではないため、このような改正がなされたと思われる。 険契約がすでに長年継続されたにもかかわらず保険者が契約の解除権を行使する場合、これは、保険契約者ないし被 務違反を理由に保険者は契約の解除を主張することができるが、解除権の行使に期限を設けない場合、たとえば、保 告知義務違反の主観的要件が「故意または過失」である場合、これは保険契約者にとって酷である。また、告知義

負うべきであるとの内容を追加した。従来の保険法は、二○○九年保険法第一六条第六項のような規定を置いていな いが、実際において、同第六項と同様な内容の判決を下している裁判例がある。 違反の事実を知っていた場合は、保険契約を解除することができず、保険事故が発生した際には保険金の支払義務を また、二〇〇九年保険法は、第一六条第六項において、保険者が保険契約の締結時にすでに保険契約者の告知義務

約の年齢制限に関する約定に合致しない場合、保険者は保険契約を解除することができるが、その解除権の行使は 解除権の行使に同様の期限が設けられた条文が第三二条である。被保険者の年齢が真実ではなく、実際の年齢が契

ことができない。 た、保険契約の締結時に、保険者がすでに被保険者の年齢が真実でないことを知っていた場合は、解除権を行使する 解除すべき事由を知ってから三〇日以内、もしくは保険契約が成立してから二年以内になされなければならない。

# ④ 保険者の契約条項に関する説明義務に関する規定

そのような契約の内容を一方的に受け入れざるを得ない保険契約者にとっては不都合が生じやすい。 保険契約の締結において、保険者があらかじめ作成したいわゆる普通保険約款が使用される場合が大半であるため、

当該条項は効力を生じない」と改正した。 に対して当該条項の内容を書面もしくは口頭で明確に説明しなければならず、提示もしくは明確な説明がないとき 申込書、保険証券もしくはその他の保険証書の中に保険契約者の注意を十分に喚起できる提示をし、かつ保険契約者 容をより詳細に、「保険契約の中に保険者の免責に関する条項がある場合、保険者は保険契約を締結する際に、保険 る場合は、契約締結の際に明確に説明しなければならず、説明していないとき、当該条項は効力を生じない」との内 そのため、二〇〇九年保険法は第一七条において、二〇〇二年保険法第一八条の「保険者の免責に関する条項があ

保険者の免責条項に関する説明義務の具体的方法と基準を定めることにより、被保険者の保護を計る。

# ⑤ 保険事故発生通知義務違反に関する規定

違反の効果については定めていなかった。これに対し二〇〇九年保険法第二一条は、「保険契約者、被保険者または 険事故の発生を承知した後直ちに保険者に通知しなければならない」と規定するにとどまり、保険契約者などの義務 二〇〇二年保険法第二二条第一項は、保険事故発生通知義務について、「保険契約者、被保険者または受益者は保

害塡補または保険金支払いの責任を負わない。但し、保険者がすでに直ちに保険事故の発生を承知していたかまたは 受益者は、保険事故の発生を承知した後直ちに保険者に通知しなければならない。故意または重過失により直ちに通 知っているはずの場合はこの限りではない」と、保険契約者などの故意または重過失による義務違反の場合の保険者 知せず、それにより保険事故の性質、原因、損失の程度が確定できない場合、保険者は確定できない部分に対して損 の保険金支払義務について明確に定めている。

関する約定が保険当事者間で比較的自由になされていたようであるが、第二一条の規定により、保険契約者、 故の性質、原因、損失の程度の確定できない部分に限って損害塡補または保険金支払いの責任を免れうる。結論的に、 者または受益者の義務違反のみでは保険者は保険金の支払いを拒否することができなくなり、義務違反による保険事 本条により保険者の保険金支払義務が強化された。 一〇〇九年保険法第二一条のような規定がなかったとき、保険実務において、保険事故発生通知義務違反の効果に 被保険

# ⑤ 保険契約者側の資料等提供義務に関する規定

に、 らない。二〇〇九年保険法は、保険者が保険契約者などに対して証明及び資料の補充的提出を要求する際には「直ち 判断された場合、保険者は保険契約者などに対して関連する証明及び資料を補充的に提出するよう要求しなければな う場合、保険契約者、被保険者または受益者は可能な限り、保険者に対して保険事故の性質、原因、 に関する証明及び資料を提供しなければならないが、契約の約定により、提供された証明及び資料が不完全であると 二〇〇二年保険法第二三条によると、保険事故が発生した後、保険契約の内容にしたがって保険者が保険金を支払 一回限り」しなければならないと、内容を修正した(第二二条)。 損害の程度など

が確実になり、保険金の支払いも迅速になされ、被保険者、受益者の利益が守られる。 提供義務者の負担を軽減するだけではなく(長期間、数回にわたり提供する必要がない)、証明、資料の保存・確保 今回の改正で「直ちに、一回限り」の文言が追加されたが、「直ちに、一回限り」補充的な提供を要求することは

### ⑦ 保険者の保険金支払義務に関する規定

二〇〇九年保険法第二三条は、被保険者または受益者の保険金を受取る権利を直接に保障する規定である。

受けた後、直ちに査定を行い、事情が複雑である場合は三〇日以内に査定をしなければならないとの内容が追加され 間で合意に達してから一〇日以内になされるべきであると規定するにとどまり、保険金支払いの請求を受けた後の査 定期間については規定を置いていなかった。今回の改正で、保険者が被保険者または受益者の保険金支払いの請求を 二〇〇二年保険法第二四条は、保険責任に該当する場合、保険金の支払いは、保険者と被保険者または受益者との

とは、当事者間の緊張関係を緩和し、保険をより普及する効果があるとの見解が存在する。(エウ らない。保険は専門性が強く、保険者が簡略に理由を説明するまたは理由を説明しない場合、被保険者、受益者が保 者または受益者に対して損害塡補または保険金支払いを拒否する通知書を送付し、その「理由」を説明しなければな 険金支払いの拒否の決定について納得がいかないため、保険金支払いの拒否についてその理由をきちんと説明するこ また、第二四条によると、査定の結果、保険責任に該当しない場合は、査定結果が出てから「三日以内」に被保険(ほ)

上記規定を設けることにより、損害塡補または保険金支払いの請求を受けてから査定結果を出すまでの時間を短縮 迅速に損害の塡補または保険金の給付を受けることができ、また支払いなどが拒否された場合は、 その理由を

説明する義務を保険者が負うこととなり、保険者が合法的な理由なしに保険金支払義務を履行しない弊害を除去する

### ⑧ 保険金支払請求権の時効に関する規定

改正は、二年と五年が時効期間であると明確に定めた。第二六条の規定によると、生命保険以外の場合、保険金支払(28) そのため、この二年と五年の期間は、時効期間であるか除斥期間であるかをめぐって、議論されてきたが、今回の法 生命保険の場合は保険事故の発生を知った日から五年以内に行使しなければ消滅すると規定するにとどまっていた。 効期間は、保険事故の発生を知ったまたは知るべき日より五年である。 請求権の時効期間は、保険事故の発生を知ったまたは知るべき日より二年であり、生命保険の保険金支払請求権の時 二〇〇二年保険法第二七条は、保険金支払請求権は、生命保険以外の場合は保険事故の発生を知った日から二年、

断などが適用されうることが明確になっただけではなく、消滅時効の起算日に「知った日」のほかに「知るべき日」 が新たに追加され、条文がより合理化された。 今回の改正において、二年及び五年の期間が時効期間であると明記たことにより、二年及び五年の期間に期 間の中

### ⑨ 普通保険約款の解釈に関する規定

がある場合、人民法院または仲裁機関は被保険者と受益者に有利な解釈をすべきであると規定していた。 二〇〇二年保険法第三一条は、保険契約の条項について、保険者と保険契約者、被保険者または受益者の間に争い

または受益者との間に契約の条項について争いがある場合、通常の理解に基づく解釈をすべきである。契約の条項に 今回の改正では、「保険者が提供した普通保険約款を採用して保険契約を締結し、保険者と保険契約者、被保険者

ついて二つ以上の解釈があるとき、人民法院または仲裁機関は被保険者及び受益者に有利な解釈をしなければならな

い(三〇条)」と内容を修正した。

置いている場合は、それらの解釈にしたがう。そのほか、合理的な解釈が二つ以上ある場合のみ、被保険者と受益者 に有利な解釈をするのが今回改正の趣旨である。 締結時の趣旨から条項の合理的な解釈ができる場合、または法律、司法解釈がすでに保険契約の用語について規定を について争いがある場合、一概に被保険者及び受益者に有利な解釈をするのではなく、たとえば、当事者の保険契約 に有利な解釈をすることは、保険者にとって酷であり、公正を失うことになる。第三○条によると、保険契約の条項 保険契約当事者間で契約の条項について争いがある場合、通常の理解による解釈いかんにかかわらず、被保険者側

# 2 第二章「保険契約」第二節「人保険契約」における改正

ら書面に限らない同意にするなど (三四条)、些細な改正も見られるが、保険契約の締結時、保険契約者が被保険者 に対して被保険利益を有しない場合、契約は無効であると保険契約者の要件を限定する一方で、使用者は自身と労働 契約の関係にある使用人に対して被保険利益を有すると規定する画期的な改正もなされた。 人保険契約においては、死亡を保険金給付の条件とする保険契約における被保険者の同意を「書面による同意」か

### 一 被保険利益の享有権者に関する規定

族・近親者に対して被保険利益を有すると規定していたのに対し、二〇〇九年保険法第三一条は、保険契約者は、さ 二〇〇二年保険法第五三条が、保険契約者は本人、 配偶者、子、父母、保険契約者と扶養関係を有するその他の家

二〇〇九年中国保険法改正について

らに自身と労働契約の関係にある使用人に対しても被保険利益を有すると規定している。

る)。使用者が自身を保険金受取人として、保険契約を悪用する危険性は、第三九条第二項により排除される。すな⑵ 囲及び限度額などの制限を受けているのも現実である。労災保険によりカバーされない損失の部分について、 わち、保険契約者が自身と労働関係のある使用人のために人保険契約を締結する場合、被保険者及びその近親者以外 趣旨とされている(使用者が使用人のために保険に付保することを社会福利の一種であると認識する見解も存在す ため、今回使用者が保険契約者として、使用人のための人保険契約を締結する権利が改正内容となったのがその立法 がそれを賠償することになっているが、このように使用者の労災事故による負担を軽減し、使用人の権利を保障する の者を保険金受取人とすることが禁じられている。 使用人は労災保険などによりその労災事故による損失がある程度保障されているが、労災保険に該当する事故の範 使用者

# ② 保険料滞納時の保険契約の中断に関する規定

は中断すると規定していた。

二〇〇二年保険法第五八条は、保険契約者が所定の期限を六〇日超えて保険料を支払わない場合、保険契約の効力

てから三〇日超えて保険料を支払わない場合も保険契約の効力は中断すると規定を追加した(三六条一項)。 今回の改正で、保険契約者が所定の期限を六○日超えて保険料を支払わない場合のみならず、保険者の催促を受け

金を支払わなければならないと定めている(三六条二項)。 また、保険料滞納期間中の保険事故について、保険者は契約の規定にしたがって滞納された保険料を控除して保険

保険者は、受動的に保険契約者の保険料の滞納期間が六〇日を超えることを待つばかりではなく、改正した内容に

三〇日、六〇日、二年の期間を定めることにより、保険者・被保険者の権利を保障できる。 合意がなされなかった場合に限って、保険者は契約を解除することができる(三七条)。保険契約の中断について、 険契約は保険契約当事者間の合意と滞納した保険料の支払いにより効力が回復されるが、契約の中断から二年以内に より、保険料の支払いを催促して、催促より三○日経過したときにも保険契約の効力は中断となる。中断となった保

### ③ 訴訟による保険料の徴収に関する規定

者に支払いを求めることができない(三八条)」と改正した。 ができない」と規定していたが、二〇〇九年保険法は「保険者は、生命保険に関する保険料を訴訟の方式で保険契約 二〇〇二年保険法第六〇条は、「保険者は人保険に関する保険料を訴訟の方式で保険契約者に支払いを求めること

険料は、保険者が訴訟を通じて保険契約者より徴収することができるようになった。 人保険の中には、生命保険、健康保険、傷害保険が含まれているが、今回の改正により、健康保険、傷害保険の保

とが挙げられる。 約者の収入状況、支払能力に応じて、保険料の支払いを保険契約者の自主的な意思に委ねるのがより合理的であるこ なり、そのほとんどが保険期間の長い契約であるため、その保険料の納付期間も数年ないし数十年にわたり、 生命保険の場合にのみ、その保険料を強制的に徴収できない理由として、生命保険契約は健康保険、傷害保険と異

# 被保険者と保険金受取人が同一事故で死亡した場合の保険金の処理に関する規定

いなかった。そのため、被保険者と保険金受取人が同一の事故で死亡し、かつ死亡した順序が確定できない場合の保 二〇〇二年保険法は、被保険者と保険金受取人が同一事故で死亡した場合の保険金の処理について、 規定を置いて

険金の帰属が明確ではなかったが、その状況を改善すべく、二○○九年保険法は、第四二条第二項をもって被保険者 と保険金受取人が同一の事故で死亡した場合の保険金の処理に関する規定を追加した。

保険金受取人が先に死亡したと推定する。」 第四二条第二項によると、「保険金受取人と被保険者が同一の事故で死亡し、死亡した順序が確定できない場合、

ていない。すなわち、同条第二項の規定が被保険者と保険金受取人が同時に死亡した場合にも準用されるかは不明で の保険金の処理についてのみ定め、被保険者と保険金受取人が同時に死亡した場合の保険金の処理については言及し このような場合の保険金を被保険者の財産と明確に定めることによって、紛争回避の効果をもたらした。(窓) 二〇〇九年保険法は、被保険者と保険金受取人が同一の事故で死亡した場合、保険金受取人の死亡を先と推定し、 しかし、第四二条第二項は、被保険者と保険金受取人が同一の事故で死亡し、かつ死亡の順序が確定できない場合

### ⑤ 保険金受取請求権の喪失に関する規定

ある。

受取人が保険金請求権を喪失するかについて議論があったようである。 め、実務において、このような場合、当該保険金受取人のみが保険金請求権を喪失するか、それともすべての保険金 た場合、または故意に被保険者を殺害しようとして未遂した場合、保険金受取の権利を喪失する」と規定していたた 二〇〇二年保険法第六五条第二項は、「保険金受取人が故意に被保険者の死亡、負傷、後遺障害、疾病をもたらし

場合、または故意に被保険者を殺害しようとして未遂した場合、当該保険金受取人は保険金を受取る権利を喪失する これに対して二〇〇九年保険法は、「保険金受取人が故意に被保険者の死亡、負傷、後遺障害、疾病をもたらした

ていない。31 また、被保険者の死亡、負傷、疾病をもたらした保険金受取人が唯一保険金受取人である場合についても規定を置い 取人が受け取るべきであった部分の保険金を控除した後の残額について請求権を有するかについては、規定がない。 請求権を喪失していない受取人は、保険金の全額について請求権を有するか、それとも保険金受取請求権を失った受 意の殺害行為などを理由に、保険金の支払いを拒否することができないことが明確にされた。ところが、保険金受取 (第四三条第二項)」と内容を修正した。そのため、ほかに保険金受取人が存在する場合、保険者は保険金受取人の故(氮)

#### 保険者の免責に関する規定

した場合、保険者は保険金支払義務を負わないと改正した。 に民事行為能力を有しない場合を除き、契約の成立日または契約の効力が回復した日から二年以内に被保険者が自殺 務を負わないと規定していたが、二〇〇九年保険法第四四条は、その規定の内容をさらに追加し、被保険者が自殺時務を負わないと規定していたが、二〇〇九年保険法第四四条は、その規定の内容をさらに追加し、被保険者が自殺時 一〇〇二年保険法第六六条は、契約が成立した日から二年以内に被保険者が自殺した場合、保険者は保険金支払義

意は有効であろう。 ある。同条が強行規定でなければ、保険金受取人をさらに保護する趣旨から保険者の二年の免責期間を一年にする合 を明確にしていないため、二〇〇九年保険法第四四条が強行規定、任意規定、片面的強行規定のいずれかは、不明で 中国の保険法は、日本の保険法の規定と異なり、各条文規定の性質(強行規定、任意規定または片面的強行規定)

した場合は、保険者は保険金支払義務を負わないと規定していたのに対して、二〇〇九年保険法第四五条は、被保険 また、二〇〇二年保険法第六七条が、被保険者が故意の犯罪により、自らの負傷、後遺障害、または死亡をもたら

者が故意の犯罪または法による刑事強制措置に抵抗することにより、自らの負傷、 た場合は、保険者は保険金支払義務を負わないと、免責事由をさらに増やした。 後遺障害、または死亡をもたらし

から除外するなど、保険金受取人側の保護も同時に計っている。 を免除する規定であるのに対して、第四四条は、被保険者が自殺時に民事行為能力を有しない場合は二年の免責期間 二〇〇九年保険法第四四条及び第四五条とも保険者の免責に関する規定であるが、第四五条が単純に保険者の責任

# 3 第二章「保険契約」第三節「財産保険契約」における改正

険契約の承継と責任保険に関してもっとも重要な改正がなされたといいうる。 財産保険契約においては、保険契約の解除時の保険料の返還に関する規定を追加するなどの改正もみられるが、保

#### 保険契約の承継に関する規定

財産保険契約において、もっとも大きな改正の内容は、保険の目的の譲受人は、保険の目的の譲渡とともに被保険

者の権利及び義務を承継することである。 □○○二年保険法第三四条は、「保険の目的の譲渡は、保険者に通知しなければならず、保険者の保険の引受承継

険の目的の譲渡と同時に当然譲渡されるものではない。しかし、二〇〇九年保険法第四九条は、保険契約は、 目的の譲渡と同時に譲渡されると規定し、譲渡に関する通知義務及びその責任について定めている。第四九条の規定 の同意を得て、法により契約を変更する」と規定していた。すなわち、二〇〇二年保険法のもとで、保険契約は、保 保険の

は、次のようである。

「保険の目的が譲渡された場合、保険の目的の譲受人は、被保険者の権利と義務を承継する。

保険の目的が譲渡された場合、被保険者または譲受人は直ちにそれを保険者に通知しなければならない。但し、

貨物運送保険契約及び別段の約定がある契約はこの限りではない。

保険料を保険契約者に返還しなければならない。 契約の約定にしたがって、保険責任が開始した日より契約を解除する日まで受け取るべき保険料を控除した後の 約の約定にしたがい保険料を増加するか、もしくは契約を解除することができる。保険者が契約を解除する場合、 保険の目的の譲渡により危険が著しく増加した場合、保険者は前項規定の通知を受けた日から三〇日以内に契

が著しく増加し、保険事故が発生したとき、保険者は保険金支払いの義務を負わない。」 被保険者、譲受人が本条第二項規定の通知義務を履行していない場合、 保険の目的を譲渡したことにより危険

事故について保険責任を負わない」などの条項は、保険法の規定に違反することとなる。(35) 評価されている。本条の改正により、以前の保険約款の中の「保険の目的が譲渡される場合、保険契約は自動的に終語のである。 止される」、「保険の目的が譲渡された後、その譲渡が直ちに保険者に通知されなかった場合、 第四九条の改正は、保険者との関係で不利な地位に立っている保険の目的の譲受人の権利を保護した内容であると 保険者は発生した保険

#### ② 責任保険に関する規定

のに対して、二〇〇九年保険法第六五条は、その規定を詳細にした。 て、法の規定または契約の約定にしたがい、直接当該第三者に損害を塡補することができる」と、簡略に定めていた 二〇〇二年保険法第五〇条は、責任保険について、「保険者は、責任保険の被保険者が第三者に与えた損害につい

ことができる。また、責任保険の被保険者が第三者に損害を与え、被保険者がまだ当該第三者に対して損害を塡補し ていない場合、保険者は被保険者に対して損害を塡補してはならない。 ればならない。被保険者が請求を怠った場合、第三者は損害の塡補を受けるべき部分について直接保険者に請求する 者が第三者に負うべき賠償の責任が明確である場合、被保険者の請求により保険者は直接第三者に損害を塡補しなけ 二〇〇九年保険法第六五条第二項、第三項によると、責任保険の被保険者が第三者に与えた損害について、

る。 被保険者が第三者に対して負うべき賠償の責任が明確である場合、保険者が直接第三者の損害を塡補しなければなら 条第二項及び第三項は、新設規定であるが、その内容は「保険金の給付方法」に関するものである。同条第二項は べきであるが、まず、「第三者(被害者)の直接的な保険金支払請求権」は、すでに二〇〇二年保険法第五〇条にお 同条第四項は、「責任保険」の定義規定であるが、二〇〇二年保険法第五〇条第二項の規定をそのまま受け継いでい ないと定めているため、基本的には「責任免脱型」を考えているものと思われる。同条第三項は、被保険者 いて認められており、それを二〇〇九年保険法第六五条第一項がそのまま受け継いでいる。二〇〇九年保険法第六五 (加害者)が「先履行」すれば保険金を請求しうるが、これは、本来的な責任保険のあり方を示すものかもしれない。 責任保険に関しては、「第三者(被害者)の直接的な保険金支払請求権」と「保険金の給付方法」について注目す が「先履行」しないにもかかわらず、保険金請求するのを禁じている。すなわち、第三項によると、被保険者 (加害

たとえば、契約期間中、保険の目的の危険が著しく増加した場合、保険者が契約を解除する際の保険料の返還(五二 このような被保険者の保護に関する規定以外に、保険契約の解除時の保険料の返還に関する規定を数箇条追加した。

条)、保険責任の開始後、保険契約者により保険契約が解除される際の保険料の返還(五四条)、重複保険の保険金額(37) いいうる。 契約者の保護を目的とした規定といいうるが、第五二条及び第五四条の返還すべき保険料の計算に関する規定により、 が保険価値を超えた部分の保険料の返還(五六条)について、明確に規定を定めた。これらの規定は、いずれも保険(፡፡፡) いわゆる保険料不可分の原則が採用されていないことが明らかである。これも、保険契約者保護を前進させた規定と

#### 二 保険業法関連規定の改正内容

以下では、上記主要改正点を中心としながら、保険業法関連規定の改正内容を紹介する。 ス領域のさらなる拡大」が挙げられるが、これらに関しては主に保険業法関連の規定の中で条文の改正がみられる。 前述のように、今回の保険法のあと二つの主要な改正点として、「監督管理及び危険防止の強化」と「保険サービ

# 1 「監督管理及び危険防止の強化」に関する改正内容

理人と保険仲立人」、第六章「保険業の監督管理」においてなされた。 監督管理及び危険防止の強化に関する改正は、主に第三章「保険会社」、第四章「保険経営規則」、第五章「保険代

# 1―1 第三章「保険会社」に関する監督管理及び危険防止の強化

一〇〇九年保険法は、保険会社の設立許可機関を保険監督管理機関から国務院保険監督管理機関に改正した(六七

二〇〇九年中国保険法改正について

条)。すなわち、 中国保険監督管理委員会のみ保険会社の設立を許可する権利を有し、地方の保険監督管理委員会は

# ① 会社設立条件の強化に関する規定の追加

このような権限を有しないこととなる。

内に重大な法律・規則違反の記録がなく、純資産が少なくとも二億人民元」あるべきであると、会社の設立条件を厳 しくしている。 二〇〇九年保険法は、第六八条において、「主要株主は、持続的な営利能力があり、信用が良好で、最近の三年以

業務範囲、経営規模などにより会社の資本金の最低限度額を調整できる機関を「保険監督管理機関」から「国務院保 険監督管理機関」へ修正した。 また、第六九条において、保険会社の資本金の全額は、通貨による払込資本でなければならないと修正し、契約の(43)

督を行う必要があるとされている。 民生活の安定を維持し、保険業の発展と公正な競争の需要を満足するために、国家が保険業に対して厳格な管理と監 にかかわる。被保険者とその他の債権者の利益を守り、保険会社の保障の役割を十分に発揮し、社会経済の発展と国 組織の順調な経営活動と深くかかわり、社会全体の経済の運行と国民の生活と密接な関係を有し、社会の安定と安全 会社の設立条件をより厳格にしている。保険業は、リスクの高い特殊な業種であり、その設立と経営はその他の経済 今回の改正で、保険会社の資本金の全額を通貨による払込資本にし、主要株主の資格を明確に規定するなど、保険

にする改正もみられる。(45) 「保険会社管理規定」の条文を保険法の中に取り入れ、保険会社設立時の申請資料に関する規定をより完全なもの

# ② 保険会社の支店、子会社に関する管理監督の強化

が、二〇〇九年保険法第七七条は、許可により設立された保険会社及びその支店は、経営保険業務許可証に基づいて において登記をしない場合、失効すると規定している(七八条)。 証の失効について保険会社と同様、経営保険業務許可書を取得後、六ヵ月以内に正当な理由なしに工商行政管理機関 工商行政管理機関で登記手続きをとり、営業許可を取得すると規定する。また、保険会社の支店の経営保険業務許可 二〇〇二年保険法は、保険会社の支店の工商行政管理機関での営業許可証の取得義務について規定を置いていない

する場合、国務院保険監督管理機関の許可を得なければならない。」 て新しく規定を設けた。第七九条によると、「保険会社が中華人民共和国の国外で子会社、支店、代表事務所を設立 さらに、二〇〇九年保険法は、中国国外で保険会社の子会社、支店、代表事務所を設立する際の許可手続きについ

今回の法改正で、その審査許可機関に関する管理弁法の規定を保険法の中に取り入れた。 を制定し、保険会社が国外で子会社、支店、代表事務所を設立する際の許可及び管理について詳細に規定している。 二〇〇六年三月一三日、中国保険監督管理委員会は、「保険会社の国外での保険類機関の設立に関する管理弁法」

③ 保険会社の取締役、監査役、高級管理者に関する監督及び管理の強化

二〇〇九年保険法は、第八二条及び第八三条において、保険会社の取締役、監査役、高級管理者に関する規定を新

規追加した。

紀律(規律)違反により、金融監督管理機関より就任資格が取り消された金融機関の取締役、監査役、高級管理者の 第八二条は、保険会社の役職者の欠格事由に関する規定で、中国会社法第一四七条が規定する事由以外に、

二〇〇九年中国保険法改正について

管理者に就任することができないと規定している。 計士もしくは資産査定機関、検証機関の専門職が資格取消しから五年未満の場合、保険会社の取締役、監査役、高級 資格が取り消されてから五年未満の場合、法律、紀律 (規律) 違反により、就業資格が取り消された弁護士、公認会

規定に違反し、会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う」と規定している。 第八三条は、「保険会社の取締役、監査役、高級管理者が会社の業務執行時に法律、行政法規または会社の定款の

て、保険会社の役職者の欠格事由について規定を追加している。 中国会社法は、会社の役職者の欠格事由に関する規定を置いている。今回の保険法改正は、会社法の規定に合わせ

認可した者を採用し、報告制度も設けるよう内容を改正した(八五条)。 また、アクチュアリーの採用についても、従来の「保険監督管理機関」の認可から「国務院保険監督管理機関」 0

時の理由の説明義務についても、新たに規定が置かれた(八八条)。その理由は、仲介サービス機関が独立かつ公正 に職務を履行し、保険会社による勝手な招聘、解任を防ぐためである。 会計士事務所、資産査定機関などの仲介サービス機関を任命、解任する際の保険監督管理機関への報告義務、

#### ④ 破産申請に関する管理の強化

て、人民法院による破産宣告を受けると規定しており、その破産を申請できる者について定めていなかった。 二〇〇二年保険法第八七条は、保険会社が期限の到来した債務を弁済できない場合、保険監督管理機関の同意を得

理機関の同意を得て、保険会社またはその債権者が人民法院に企業再編、和解または破産の申請をすることができる。 今回の改正において、「保険会社は『中華人民共和国企業破産法』第二条の事由が生じた場合、国務院保険監督管

国務院保険監督管理機関も法にしたがい人民法院に対して保険会社の再編または破産を申請することができる(九〇

条)」と規定を設けた。

費用を挙げていたが、二〇〇九年保険法第九一条は第一弁済順位としてさらに、従業員の未払いの医療・負傷・後遺 役、高級管理者の賃金は当該会社の従業員の平均賃金にしたがって計算するとの規定を置き、役職者の賃金の計算基 うべき補償金を追加し、従業員の債権を保護している。また、第九一条第三項は、破産した保険会社の取締役、 ができる。……」と規定しているため、二〇〇九年保険法に追加された中国保険監督管理委員会が保険会社の再編ま 障害補助費用、従業員に支払うべき基本年金保険料、基本医療保険料及び法律・行政法規の規定により従業員に支払 たは破産を裁判所に対して申請できるという内容は、中国企業破産法の規定に照らしての改正であるといいうる。 条の事由が生じた場合、国務院金融監督管理機関は人民法院に対して当該金融機関の再編または破産を申請すること して定められた。中国企業破産法第一三四条は、「商業銀行、証券会社、保険会社などの金融機関に企業破産法第二 破産時の弁済順位について、二〇〇二年保険法第八九条は、第一弁済順位として、従業員の未払い賃金と労働保険 これにより、保険会社、保険会社の債権者、中国保険監督管理委員会が会社の再編、和解または破産の申請権者と

# ↓─2 第四章「保険経営規則」における危険防止の強化

の公開制度(一一〇条)、保険会社の保険販売員の資格に関する管理の強化(一一一条)、保険会社及びその支店の経 第四章「保険経営規則」においては、保険会社の財務報告、 危険管理状況、 保険商品の経営状況に関する重大事項

営保険業務許可書の譲渡・貸出しの禁止規定(一一三条)などを通じて、危険防止の強化が計られている。(55)

場合、法によりその生命保険契約を引き受けた保険会社を救済するため、③ 国務院が規定するその他の状況」が現 吸収し、第一○○条第二項をもって、保険保障基金は、「⑴ 保険会社が事業認可の取消しまたは破産宣告を受けた場 その使用される状況については具体的に定めていないが、二〇〇九年保険法は、「保険保障基金管理弁法」の規定を 合、保険契約者、被保険者または受益者を救済するため、② 保険会社が事業認可の取消しまたは破産宣告を受けた れたときに一元的に計画して使用すると規定を追加した。 保険保障基金について、二〇〇二年保険法第九七条は、保険会社の保険保障基金の積立義務を規定するにとどまり、

保険会社は契約の約定及び本法の規定にしたがって、迅速に賠償または保険金給付義務を履行しなければならない 険料率を公平かつ合理的に制定し、保険契約者、被保険者及び受益者の合法的な利益を侵害してはならない(一項)。 (二項)」と規定している。 さらに、二〇〇九年保険法第一一四条は、「保険会社は国務院保険監督管理機関の規定にしたがい、 保険約款と保

項目(保険金給付義務の不履行、業務横領行為、守秘義務違反などの禁止行為)に増加し、管理を強化した。 保険会社及びその従業員の活動に関して第一一六条は、従来の保険会社及びその従業員の五項目の禁止活動を一三(57)

# 1―3 第五章「保険代理人及び保険仲立人」に関する管理の強化

代理業務を兼業する保険兼業代理機関を含む」と定め、保険兼業代理機関の保険代理機関としての法的地位を明確に 二〇〇九年第一一七条第二項は、「保険代理機関は、専門的に保険代理業務に従事する保険専門代理機関及び保険

し、保険代理人及び保険仲立人が保険金を供託しまたは職業責任保険に加入すべき義務を削除した。

営業許可書の交付を受けなければならない (一一九条)。 監督管理機関が交付する保険代理業務取扱許可証、保険仲立人業務許可証を取得した後、工商行政管理機関において 改正後の規定によると、保険代理機関及び保険仲立人は、国務院保険監督管理機関が規定する条件を具備し、保険

ることができるが、中国会社法所定の最低限度額を下回ってはならない。 保険監督管理機関が保険代理機関、保険仲立人の業務範囲、経営の規模を鑑みて、その資本金の最低限度額を調整す 用し、その資本金または出資は全部通貨による払込資本でなければならない(一二〇条)。保険会社と同様 規定を追加した。会社形式で設立された保険代理機関、保険仲立人の資本金の最低限度額は、中国会社法の規定を適 また、二〇〇九年保険法は、第五章において会社の形式で設立された保険代理機関、保険仲立人の資本金に関する 国務院

など詳細に規定を置いている(一三一条)。 保険代理人、保険仲立人の保険業務活動における禁止行為についても、保険契約書の偽造・変造の禁止、 守秘義務

# ↑─4 第六章「保険業の監督管理」における監督管理の強化

いくつかをみてみよう。 正し、あるいは同法にみられなかった新しい規定を設け、多様な方策を講じている。それらの規定の中で注目すべき 二〇〇九年保険法は、「保険業の監督管理」における監督管理をより強化するため、二〇〇二年保険法の規定を修

一〇〇九年保険法第一三七条は、「保険会社が使用している保険条項及び保険料率が法律、 行政法規または国務院

する規定は、第六章のほかのところにもみられる。 内の新たな保険条項及び保険料率の申請を禁止することができる」と規定している。このような行政取締・処分に関 保険監督管理機関の規定を違反した場合、保険監督管理機関はその使用の停止と期限を定めた改善を命じ、

制限、 制限、 の制限、 今回新設された規定である。 的事情に照らして ① 資本金の増加、再保険契約の締結に関する命令、② 業務範囲の制限、③ 株主への利益配当の 第一三九条は、国務院保険監督管理機関は弁済能力の不足している保険会社を、重点的な監督管理対象とし、(億) (4) (7) 不良資産の売却・保険業務の譲渡の命令、(8) 取締役、監査役、高級管理者の報酬の制限、 (10) 固定資産の購入または経営費用の規模の制限、(5) 資金運用に関する形式、比率の制限、 新しい業務の引受の停止命令の措置をとることができると規定している。第一三七条及び第一三九条は、 (6) 支店の増設の (9) 商業性広告

化に置くことができると規定を改正した(一四五条)。 くべき事由をさらに追加し、会社の支払能力が著しく不足する場合も国務院保険監督管理機関は当該保険会社を管理 は当該保険会社を管理下に置くことができる」と定めていたが、二〇〇九年保険法は保険監督管理機関の管理下に置 共利益を損害し、保険会社の支払能力を著しく損なう危険性があり、またはすでに損なった場合、保険監督管理機関 保険監督管理機関の管理について、二〇〇二年保険法第一一五条は、「保険会社が本法の規定に違反し、社会の公

会を設置し、清算を行う」と定めていた。二〇〇九年保険法第一五〇条は、保険会社が抹消される条件をより厳格に から保険業務取扱許可証を取り消された場合は、法により抹消され、保険監督管理機関が法により速やかに清算委員 抹消及び清算について、二〇〇二年保険法第八六条は、「保険会社が法律、行政法規に違反し、保険監督管理機関

清算を行う」と規定する る可能性のある場合、国務院保険監督管理機関は抹消及びその公告をし、法にしたがい迅速に清算委員会を設置し、 国務院保険監督管理機関が規定する基準に満たず、保険会社を抹消しないと保険市場の秩序、公共利益を著しく害す し、「保険会社が違法な経営活動により法にしたがって保険業務取扱許可証が取り消された場合、または支払能力が

督管理機関が職権を濫用し、保険会社を簡単に抹消してしまうことを防ぐ効果がある。 これは、保険会社の抹消及び清算について、国務院保険監督管理機関に明確な基準を提供した規定であり、保険監

するように要求することができる(一五一条)。次に、保険監督管理機関は監督管理の職務を履行するにあたり、保 の措置をとることができる (一五四条)。 ついて説明を求めることができる(一五三条)。保険会社の整理整頓・接収管理・取消清算期間中、または重大な危 しくはその他の方法で処分しないように、または財産上その他の権利を設定できないよう司法機関に申請する、など 責任者に対して、⑴ 出入国管理機関に上記人員の出国を阻止するよう通知する、⑵ 上記人員が財産を移転、 険が生じた場合、国務院保険監督管理機関は、会社に対して責任を負う取締役、監査役、高級管理者及びその他直接 険会社の取締役、監査役、高級管理者と監督管理に関する談話をし、保険会社の業務活動と危険管理の重大な事項に 以上のような保険会社に対する管理の強化以外に、保険会社の役職者に対する管理の強化規定もみられる。 まず、国務院保険監督管理機関は、保険会社の株主、実際の支配人に、所定の期間内に関連する情報と資料を提供

に追加され、新規に規定された違法行為による保険会社への罰則、保険会社の役職者への罰則が強化された。 このほか、第七章「法律責任」における監督管理の強化もみられる。第七章の条文は従来の一五カ条から二三カ条

# 2 「保険サービス領域のさらなる拡大」に関する改正内容

改正内容が注目される。以下で取り上げる四つの規定は、第四章に設けられている。 保険会社へのさらなる開放、保険会社の資金運用面における改正、保険会社の保険資産管理会社の設立の許可などの 保険サービス領域のさらなる拡大に関して、二〇〇九年保険法は、保険会社の業務範囲の拡大、再保険業務の海外

## ・保険会社の業務範囲の拡大に関する改正

る。このような改正は、今後、保険会社が保険法、行政法規などの規定する業務に限られることなく、それ以外の業 ることができない」と規定していたが、この規定は二〇〇九年保険法の改正において削除された。すなわち、二〇〇 務を経営する可能性を与えた。 九年保険法のもと、保険会社は保険法、その他の法律及び行政法規が規定する業務以外のものを兼営することができ 二〇〇二年保険法第九二条は、「保険会社は本法、その他の法律及び行政法規が規定する業務以外のものを兼営す

の業務に従事することが可能となる。すなわち、今後保険会社の「金融混業」が実現される。 保険会社は損害保険及び人保険のほかに、中国保険監督管理委員会が許可する国家医療・年金保険などを含むその他 監督管理機関が許可する保険と関連するその他の業務に従事できることが今回の法改正で明確となった。これにより、 種類として、損害保険、 保険会社の業務範囲に関して、財産保険業務領域に新たに保証保険が追加され、財産保険業務領域に属する保険の 責任保険、信用保険、保証保険などがある(九五条一項二号)。また保険会社は国務院保険

理機関の許可を得て、短期健康保険業務及び傷害保険業務を兼営できる内容は、修正されていない。 保険会社の兼営に関するもう一つの規定(九五条二項)として、財産保険業務を扱う保険会社が国務院保険監督管

### ② 再保険業務の海外保険会社への開放

と出再・受再業務を行うことを実際上制限、禁止してきた。 との出再業務または受再業務を制限または禁止する権限を有する」と規定し、中国の保険会社が中国国外の保険会社 に行わなければならない」と規定し、さらに第一○四条は、「保険監督管理機関は、 二〇〇二年保険法第一〇三条は、「保険会社が出再を行う必要がある場合、中国国内の保険会社への出再を優先的 保険会社の中国国外の保険会社

保険会社への優先的出再の規定は、すでにWTO加盟時の承諾に一致しないため、今回の法改正で削除された。 らないと規定するにとどまり(一○五条)、中国国外の保険会社の中国国内の保険会社との再保険業務を解放した。(☞) 国内の保険会社への優先的出再を求める規定の妥当性は、中国がWTOに加盟して以来疑問視されてきた。国内の 今回の改正において、保険会社は、国務院保険監督管理機関の関連規定にしたがって再保険業務を行わなければな

### ② 保険会社の資金運用面における改正

禁止されており、運用される資金及び特定項目の資金が資金総額に占める割合は、保険監督管理機関により定められ その他の資金運用形態に限られていた。保険会社の資金は証券経営機構、保険業以外の企業の設立に運用することが 金運用は、資産価値の保持及び増大を保証しなければならず、銀行預金、政府債券、金融債券及び国務院が規定する 二〇〇二年保険法は、保険会社の資金運用について、厳しく制限していた。旧第一〇五条によると、保険会社の資

今回の法改正で、保険会社の資金運用の形態が多様化された。 「保険会社の資金運用は、安定的かつ健全なものであり、安全性の原則にしたがわなければならない。 それに関する第一〇六条の規定は、 次のようである。

保険会社の資金運用は下記の形態に限られる。

- (1) 銀行預金。
- (2) 債券、株式、証券投資基金などの有価証券。
- (3) 不動産投資。
- (4) 国務院が定めるその他の資金運用形態。

年の保険法の改正がなされる前から、保険会社の資金は、特別な許可を得て鉄道会社の持分を取得するなど、株式へ ような、詳細な内容に関する規制は、国務院保険監督管理機関の管理規定などに委ねられざるをえない。また、今後 株式、証券投資基金、不動産にまで広く投資できる。ここでいう不動産とは、建物、橋、道路などを含む。二〇〇九 健全性を保つと同時に、保険業界及び経済の発展を追及するためのものである。保険会社の資金は、債券のみならず、 べ、資金運用面におけるリスクも以前より大きい反面、より多い投資利益が期待されうるのも事実である。 の資金運用のさらなる投資形態については、国務院が別途で定める方法で追加することが可能となった。改正前と比 の投資を行ってきたが、今回の改正により、特別許可なしに一般的に株式、不動産への投資が可能となった。不動産 への投資に関して、不動産の売買という形態で投資できるのか、それとも不動産開発という形態でも投資できるかの 改正後、保険会社の資金運用により多くの選択肢が用意された。このような改正は、保険会社の資金運用の安全と 保険会社の資金運用の具体的な管理方法は、国務院保険監督管理機関が前二項の規定にしたがって制定する。」(マス)

- 供除会社の保険資産管理会社の設立の許可
- 二〇〇九年保険法第一〇七条によると、国務院保険監督管理機関及び国務院証券監督管理機関の許可を得て、

華人民共和国証券法』などの法律、行政法規の規定を遵守しなければならない(二項)。 会社は保険資産管理会社を設立することができるが(一項)、保険資産管理会社が証券投資活動に従事する場合、『中

「保険資産管理会社に対する管理暫定規定」の内容を保険法の中で再確認したものである。 本条の規定は、 改正により新たに取り入れられたものであるが、二〇〇四年中国保険監督管理委員会が制定した

#### 四まとめ

に相応しくなくなり、二〇〇九年の改正がなされた。 問題を抱えたまま、七年間適用されてきた。しかし、二〇〇二年保険法はもはや中国の保険に関する業務を規律する 中国がWTOに加盟し、経済が急激に発展する中、二〇〇二年保険法は保険業の実務に支障をもたらすさまざまな

今回の改正において、保険業法の性質をもつ規定に関してのみならず、保険契約法の性質をもつ規定に関しても大き な改正がなされた。 前述のように、中国保険法は、保険契約法の性質をもつ規定と保険業法の性質をもつ規定の両方を含んでいるが、

関する改正など)が、その中で第二章「保険契約」第二節「一般規定」に位置する第一九条が注目に値する。同条は、 者の保険金支払義務、 契約に関する説明義務、保険契約者の告知義務、保険事故発生通知義務、保険目的の譲受人の保険契約の承継、保険 ての段階においてみられる(たとえば、被保険利益享有権者、保険契約の成立時期・効力の発生時期、 保険契約法の性質をもつ規定に関する改正は、被保険者の保護を中心に、保険契約の締結・成立・履行などのすべ 保険金支払請求権の時効期間、 被保険者と保険金受取人が同一事故で死亡場合の保険金処理に 保険者の保険

約者・被保険者の責任の加重条項」、「保険契約者・被保険者・受益者の法律上の権利の排除条項」を無効にする趣旨 款を使用して保険契約を締結した場合に限定されている点も注目すべきである。 と明記していない点は、日本保険法の規定の仕方と異なる。また、同条の適用範囲が、保険者が提供した普通保険約 の規定であり、今回新たに設けられた規定である。第一九条において、具体的にどの条文に反する条項が無効である 保険者が提供した普通保険約款を使用して保険契約を締結した場合の「保険者の法律上の義務の免除条項」、「保険契

できる」などをその理由として挙げていた。二〇〇九年の改正により、保険会社の組織形態の多様性が実現され、 社が市場シェアを占めているため、保険市場の安定が保証でき、それ故被保険者が保険による利益を保障することが 織形態の多様性のニーズについては、以前から提言され、「⑴ 経済発展の不均衡と保険需要に関する多様性による。 険会社及びその従業員に対する監督・管理も強化されている。 険市場をよりオープンにする改正も多々ある。もちろん、保険市場を開放するのに伴う危険を未然に防ぐために、保 れは、今後の保険業界の予測できない発展状況に対応するための柔軟な改正であるといいうる。また、保険会社の資 式をとることにより、一方では大量の保険会社の存在が可能となり、競争を促進することができる。他方、少数の会 他の組織形態をとらなければならないと規定していたが、このような規定は今回の改正で削除された。保険会社の組 七〇条及び第一五六条をもって、保険会社は、株式有限会社、国有独資会社、または法律及び行政法規が定めるその 金運用の形態を追加し、WTO加盟時の約束を実現するために再保険市場を中国国外の保険会社に開放するなど、 保険業法関連においては、保険会社の組織形態に関する重要な改正がみられる。すなわち、二〇〇二年保険法は第 保険組織機能の差異による。③ 中国における独占競争型の保険市場モデルの構築に有利となる。 また、多様な形

保険者、保険契約者の救済になると思われるが)などは、依然大きな課題として残っている。このような課題を解決 監督・管理の強化、または投資に失敗し、保険会社の支払能力に問題が生じた際の保険会社への救済(最終的には被 世界中の大手銀行が投資に失敗し、破産に追い込まれた。今後、中国の保険資金の金融市場での運用に関する政府の 不動産の投資にまで運用することができる。二〇〇八年サブプライムローンの問題、リーマンショックが生じた際、 正においては、二〇〇九年保険法にしたがうと、保険会社の資金は、債券のみならず、株式、証券投資基金ひいては するための実務における詳細な行為基準として、やはり保険監督管理機関の作成する規定に頼らざるをえない。 を喪失した保険金受取人が唯一の保険金受取人である場合については規定を置いていない。保険業法部分に関する改 していない。また、第六五条第二項において、保険金受取請求権の喪失について規定しているが、保険金受取請求権 は定めている(四二条二項)ものの、被保険者と保険金受取人が同時に死亡した場合の保険金の処理については言及 おいて、被保険者と保険金受取人が同一事故で死亡し、かつ死亡の順序が確定できない場合の保険金の処理について しかし、今回の改正で、法律の不備が完全に消去されたわけではない。たとえば、保険契約法部分に関する改正に

- (1) 二〇〇二年保険法の条文については、射手矢好雄・張和伏編集代表『中国経済六法 (二〇〇五年版)』一三九九頁 国際貿易促進協会・二〇〇五年)以下を参照 (日本
- 2) http://www.cs.com.cn (中証網) に掲載。
- 3 第一二条「人保険の保険契約者は、保険契約の締結時に被保険者に対して被保険利益を有しなければならない。 財産保険の被保険者は、保険事故の発生時に保険の目的に対して被保険利益を有しなければならない。 人保険は、人の生命と身体を保険の目的とする保険である。

財産保険は、財産及びその関連利益を保険の目的とする保険である。

その財産または身体が保険契約の保障を受け、保険金請求権を享有する者である。保険契約者は被保険者

になりうる。

被保険利益とは、保険契約者または被保険者が保険の目的に対して有する法律上認められる利益である。」

- (4) 人保険の被保険利益に関する規定を置くところは、日本保険法と異なる。
- (5) 周玉華『最新保険法釈義与適用』二〇頁(法律出版社·二〇〇九年)。
- 6 約者に対して保険証券またはその他の保険証書を交付しなければならない。 第一三条「保険契約者が保険の申込を提出し、保険者の引受の同意を経て、 保険契約は成立する。保険者は直ちに保険契

保険証券またはその他の保険証書には、当事者双方が合意した契約の内容を記載しなければならない。当事者は、その他

の書面形式で契約の内容を記載することについて合意することができる。 法により成立した保険契約は、契約成立時に効力を有する。保険契約者と保険者は契約の効力について条件または期限を

のありのままに告知しなければならない。 第一六条「保険契約締結時に、保険者が保険の目的または被保険者の状況について質問をした場合は、保険契約者は真実

付することができる。」

険料率の引き上げに十分影響を及ぼす場合、保険者は保険契約を解除することができる。 保険契約者が故意または重過失により前項規定の告知義務を履行しておらず、それが保険者の保険引受けの同意または保

保険金支払義務を履行しなければならない。 日より二年を経過した場合、保険者は契約を解除することができない。保険事故が発生した場合、保険者は損害を塡補し、 前項規定の契約解除権は、保険者が解除事由を承知した日より三〇日間行使しないことにより消滅する。契約の成立した

は保険金を支払う義務を負わず、かつ保険料を返還しない。 保険契約者が故意に告知義務を履行しない場合、保険者は契約の解除前に発生した保険事故について、損害を塡補しまた

に発生した保険事故について、損害を塡補しまたは保険金の支払いの義務を負わない。但し、保険料を返還しなければなら 保険契約者が重過失により告知義務を履行せず、保険事故の発生について重大な影響を与える場合、保険者は契約解除前

保険者が保険契約の締結の際にすでに保険契約者の告知義務違反について承知していた場合、保険者は契約を解除するこ

とができない。保険事故が発生した場合、保険者は損害を塡補し、または保険金を支払わなければならない。」

(8) 二〇〇二年保険法の改正がなされた際、告知義務に関する条文への修正意見が提出された。今回の改正は、その修正意見 善訳)「中国における保険法改正に関する研究」比較法学三九巻三号一九九―二〇〇頁(早稲田大学比較法研究所・二〇〇 である。これは付保人に対しては不公平であるため、除斥期間を増す必要性が生じた」。費安玲・王緒謹(大塚英明・陳景 険者は、事実の通り、告知していなかったのを知っている場合に対する解除権行使の除斥期間については規定していないの 険法では、年齢に限って、誤った告知をした場合、不可抗弁の期間を規定している。年齢以外に誤った告知をした場合、保 を全面的に反映したものであるといいうる。それによると、「告知において除斥期間を明確に規定しなければならない。保

9 否されたため、裁判所に提訴した事件において、一審、二審裁判所とも被告Yが被保険者Aの病気を知りながら、継続的に 00四) 保険料を受け取った事実は、保険契約に関する黙認であると、保険金の支払いを命じた裁判例がある(上栗県人民法院(二 筋症により死亡し、Aの相続人である原告Xが保険金の支払いを被告Yに要求したところ、「告知義務の違反」を理由に拒 院した分について、二度被告Yから保険金の支払いを受け、その後も被保険者Aは引き続き保険料を支払ったが、拡張型心 文釈義与案例解析』九五頁(人民法院出版社・二〇〇九年)。 被保険者Aが保険者である被告Yとの間で生命保険付加入院保険契約を締結し、被保険者Aが拡張型心筋症などにより入 栗民初字第三七四号判決、江西省萍郷市中級人民法院(二〇〇五)萍民一終字第七五号判決)。周『最新保険法条

10 解除権を行使するときは、本法第一六条第三項、第六項の規定を適用する。 ない場合、保険者は契約を解除し、契約の規定にしたがって保険証券の現金価値を返還することができる。保険者が契約の 第三二条「保険契約者が申告した被保険者の年齢が真実ではなく、かつその真実の年齢が契約に定める年齢制限に適合し

付した保険料と支払うべき保険料との割合で支払う。 回った場合、保険者は訂正し、保険契約者に保険料を追納するよう求める権利を有し、または保険金を支払う際に実際に納 保険契約者が申告した被保険者の年齢が真実ではなく、これにより保険契約者が支払った保険料が支払うべき保険料を下

回った場合、保険者は多く受領した保険料を保険契約者に返還しなければならない。 保険契約者が中告した被保険者の年齢が真実ではなく、これにより保険契約者が支払った保険料が支払うべき保険料を上

- 11 その他の保険証書の中に保険契約者の注意を十分に喚起できる提示をし、かつ保険契約者に対して当該条項の内容を書面も 証券には普通保険約款を付されなければならず、保険者は、保険契約者に契約の内容について説明しなければならない。 しくは口頭で明確に説明しなければならない。提示もしくは明確な説明がないとき、当該条項は効力を生じない。」 第一七条「保険契約を締結する際に保険者が提供した普通保険約款を使用するとき、保険者が保険契約者に提供した保険 保険契約の中の保険者の免責に関する条項について、保険者は保険契約を締結する際に、保険申込書、保険証券もしくは
- に、保険契約者が当該条項の本当の意味と法律責任について了解するように、免責条項の概念、内容及びその法律責任につ いて書面もしくは口頭で保険契約者もしくはその代理人に対して解釈を行うことをいう。周・前掲注(5)四○頁。 くは締結の際に、保険契約の中で約定した免責条項について、保険証書の中に保険契約者の注意を喚起する提示をする以外 中国最高裁判所の司法解釈によると、ここでいう「明確な説明」とは、保険者が保険契約者と保険契約を締結する前もし
- 義務違反により増加した費用を保険契約者側が負担する内容のものとがある。周・前掲注(5)四七頁。 第二二条「保険事故が発生した後、保険契約の内容にしたがって保険者が損害の塡補または保険金の支払いをなす場合、 保険実務における保険事故発生通知義務違反の効果に関する約定は、主に、保険者の保険金支払義務を免除するものと、

び資料を提供しなければならない。 保険契約者、 被保険者または受益者は可能な限り、保険者に対して保険事故の性質、原因、損害の程度などに関する証明及

者に対して補充的な提供を直ちに、かつ一回限り通知しなければならない。」 契約の規定により、保険者が提供された証明及び資料が不完全であると判断した場合、保険契約者、被保険者または受益

15 ればならない。保険契約に損害塡補または保険金支払いの期限について約定がある場合は、保険者は約定にしたがって損害 害の塡補または保険金支払いに関する合意を達成してから一○日以内に、損害の塡補または保険金の支払義務を履行しなけ 者は査定の結果を被保険者または受益者に通知しなければならず、保険責任に該当する場合は、被保険者または受益者と指 複雑である場合は、三〇日以内に査定しなければならない。但し、契約に別段の規定がある場合はこの限りではない。保険 第二三条「保険者は、被保険者または受益者の損害の塡補または保険金支払いの請求を受けた後に直ちに査定し、事情が 塡補または保険金支払いの義務を履行しなければならない。

保険者が前項規定の義務を直ちに履行しなかった場合、保険金の支払いのほか、 被保険者または受益者がこれにより受け

た損害を賠償しなければならない。

益者の保険金取得の権利を制限してはならない。」 いかなる単位及び個人も、保険者の損害塡補または保険金支払義務の履行に不法に干渉してはならず、被保険者または受

- 16 内に被保険者または受益者に対して損害塡補または保険金支払いの拒否に関する通知書を送付し、かつその理由を説明しな ければならない。」 第二四条「保険者は、本法第二三条の規定にしたがって査定した後、保険責任に該当しない場合は、査定してから三日以
- (17) 周·前掲注(5)五一頁。
- の時効期間は、二年であり、保険事故の発生を知ったまたは知るべき日より起算する。 第二六条「生命保険以外のその他の保険契約の被保険者または受益者の保険者に対する損害塡補または保険金支払請求権

生命保険の被保険者または受益者の保険者に対する保険金支払請求権の時効期間は、五年であり、保険事故の発生を知っ

たまたは知るべき日より起算する。」

- 19 く、信義則の原則にしたがい、交易の目的及び習慣に基づいてなされた理解」であるとの見解が存在する。周・前掲注(5) 周・前掲注(9)一七六頁。二○○九年保険法第三○条でいう「通常の理解」について、それは「『一般人の理解』ではな
- 20 は電子メールの形式で同意の意思を表示できるように便利を提供するためであるとの見解がある。周・前掲注(5)六三頁。 「書面による同意」に限らないのは、インターネット、電話などを通じる保険商品の販売において、被保険者が口頭また
- (21) 第三一条「保険契約者は、次の各号に掲げる者に対して被保険利益を有する。
- 本人。
- 配偶者、子、父母。
- 前号以外の保険契約者と扶養関係を有するその他の家族・近親者。
- 4 保険契約者と労働関係のある労働者。

前項規定のほか、被保険者が、保険契約者が当該被保険者のために保険契約を締結することに同意した場合、保険契約者

は被保険者に対して被保険利益を有するものとみなす。

二〇〇九年中国保険法改正について

契約の締結時に、保険契約者が被保険者に対して被保険利益を有しない場合、契約は無効となる。」

- (22) 周·前揭注(9)一八七頁。
- 第三九条「人保険の保険金受取人は、被保険者または保険契約者が指定する。 保険契約者が保険金受取人を指定する場合は、被保険者の同意を得なければならない。保険契約者が自身と労働関係のあ

る労働者のために人保険契約を締結する場合、被保険者及びその近親者以外の者を保険金受取人と指定してはならない。 被保険者が民事行為無能力者または制限能力者である場合、その後見人が保険金受取人を指定することができる。」

期限を六○日過ぎても当期の保険料を支払わないとき、契約の効力は中断し、または保険者が契約の規定にしたがって保险 金額を減額させる。 がある場合を除き、保険契約者が保険者の催告を受けてから三〇日過ぎても当期の保険料を支払わないとき、または約定の 第三六条「契約において保険料の分割払いについて合意し、保険契約者が初回の保険料を支払った後、契約に別段の約定

前項規定の期限内に被保険者に保険事故が発生した場合、保険者は契約の約定にしたがって保険金を支払う。但し、保険

者は滞納した保険料を控除することができる。」

 $\widehat{25}$ が達成しないときは、保険者は契約を解除することができる。 約者が保険料を追納した後に、契約の効力は回復する。但し、契約の効力が中断した日から二年以内に当事者双方間で合意 第三七条「契約の効力が本法第三六条にしたがい中断した場合において、保険者と保険契約者間で合意が達成し、保険契

保険者が前項の規定にしたがって契約を解除する場合、契約の規定にしたがって保険証券の現金価値を返還しなければな

らない。」

- 26) 周·前掲注(9)二一五—二一六頁。
- 民共和国相続法』の規定にしたがって保険金支払いの義務を履行する。 第四二条「被保険者が死亡した後、次の各号の状況に該当する場合、保険金は被保険者の遺産として、保険者が『中華人
- ① 保険金受取人の指定がない場合、または指定が明確でなく、確認できない場合。オピオ系注。で共分に「カカー」作序を言すして電影を見ること
- 保険金受取人が被保険者より先に死亡し、その他の保険金受取人が存在しない場合。
- 保険金受取人が法により受益権を喪失し、または受益権を放棄し、その他の保険金受取人が存在しない場合。

保険金受取人と被保険者が同一の事件で死亡し、かつ死亡の前後が明らかでない場合、保険金受取人の死亡が先であると

推定する。

- は同時に死亡したものと推定され、被保険者は保険金受取人の相続人にならないから、商法第六七六条第二項の規定により、 たものとみなすべき理由はない」とし、民法第三二条の二の規定により、保険契約者兼被保険者と指定された保険金受取人 者の財産とする中国保険法の規定は、日本の裁判例と異なる結果を生み出す。日本最高裁判所第三小法廷平成二一年六月二 保険金受取人の兄(保険金受取人唯一の生存相続人)のみが保険金受取人となると、判示した。 が保険契約者兼被保険者であったとしても、民法三二条の二の規定の適用を排除して、指定受取人がその者より先に死亡し 定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者との死亡の前後が明らかでない場合に、その者 日判決は、保険契約者兼被保険者と保険金受取人の死亡の前後が明らかでない場合の保険金の帰属(相続)について、「指 被保険者と保険金受取人の死亡の前後が明らかでない場合に、保険金受取人の死亡が先であると推定し、保険金を被保険
- る。」と翻訳したものも存在する。射手矢・張編集代表・前掲注(1)一四〇七頁。 後遺障害をもたらした場合、又は故意に被保険者を殺害しようとして未遂に終わった場合、当該受益者は、受益権を喪失す 周・前掲注(9)二四〇頁。二〇〇二年保険法第六五条第二項の日本語訳として、「受益者が故意に被保険者の死亡、負傷、
- 30 証券の現金価値を返還しなければならない。 を負わない。保険契約者がすでに保険料を二年以上納付した場合、保険者は契約の規定にしたがってその他の受益者に保険 第四三条「保険契約者が故意に被保険者の死亡、負傷、後遺障害または疾病をもたらした場合、保険者は保険金支払義務

して未遂に終わった場合、当該保険金受取人は保険金受取請求権を喪失する。」 保険金受取人が故意に被保険者の死亡、負傷、後遺障害もしくは疾病をもたらした場合、または被保険者を殺害しようと

- 亡した場合、当該保険金は、被保険者の遺産として処理すべきであるが、当該保険金受取人が被保険者の唯一の相続人であ るときは、保険者は保険金の支払いを拒否することができるとの見解が存在する。周・前掲注(5)七五頁。 合とみなし、保険者は被保険者に対して保険金を支払うべきであり、また、唯一の保険金受取人の故意により被保険者が死 被保険者の死亡、負傷、疾病をもたらした保険金受取人が唯一の保険金受取人である場合、保険金受取人の指定がない場
- 第四四条「被保険者の死亡を保険金支払いの条件とする保険契約において、契約の成立日または契約の効力が回復した日

(五四九)

為無能力者である場合は除く。 から二年以内に被保険者が自殺した場合、保険者は保険金支払いの責任を負わない。但し、被保険者が自殺する際に民事行

ればならない。」 保険者が前項規定により保険金支払いの義務を負わない場合、契約の規定にしたがって保険証券の現金価値を返還しなけ

- 約の規定にしたがって保険証券の現金価値を返還しなければならない。」 たらした場合、保険者は保険金支払いの義務を負わない。保険契約者がすでに保険料を二年以上納付した場合、保険者は契 第四五条「被保険者が故意の犯罪または法律によりとられた刑事強制措置に抵抗し、自ら負傷、後遺障害または死亡をも
- 34 険者は保険の引受継続に同意しない限り、保険料の返還をせずに保険責任を負わなくて済むことになっていたようである。 保険者が引受継続を同意するか否かは、完全に保険者の判断に委ねられており、保険の目的の譲受人にとって大変不利で 周・前掲注(9)二六二─二六三頁。二○○九年法改正がなされる前、実務において保険の目的の譲渡がなされた場合、保
- (35) 周·前揭注同所。
- がって、直接当該第三者に保険金を支払うことができる。 第六五条「保険者は、責任保険の被保険者が第三者に対して与えた損害について、法律の規定または契約の約定にした

償を受けるべき部分について直接保険者に保険金の支払いを請求する権利を有する。 の請求に基づいて、保険者は直接当該第三者に保険金を支払わなければならない。被保険者が請求を怠る場合、第三者は賠 責任保険の被保険者が第三者に損害を与え、被保険者が第三者に対して負うべき賠償の責任が明確である場合、被保険者

して保険金を支払ってはならない。 責任保険の被保険者が第三者に損害を与え、被保険者が第三者に対して賠償を行っていない場合、保険者は被保険者に対

責任保険とは、被保険者が法律により第三者に対して負うべき賠償責任を保険の目的とする保険である。

37 者に通知しなければならない。保険者は契約の規定にしたがって保険料を増加しまたは契約を解除することができる。 第五二条「契約有効期間内に、保険の目的の危険が著しく増加した場合、被保険者は契約の規定にしたがって直ちに保険 保険者が契約を解除する場合、すでに受け取った保険料について、契約の規定にしたがって保険責任の開始日から契約の

解除日までの受け取るべき部分の保険料を控除した後、保険契約者に返還しなければならない。」

- 38 控除した後、保険契約者に返還しなければならない。」 保険者はすでに受け取った保険料を、契約の規定にしたがって保険責任の開始日より契約解除日までの受け取るべき部分を わなければならず、保険者は保険料を返還しなければならない。保険責任の開始後保険契約者が契約の解除を求めた場合は、 第五四条「保険責任の開始前に保険契約者が契約の解除を求めた場合は、契約の規定にしたがって保険者に手数料を支払
- 39 第五六条「重複保険の保険契約者は、重複保険に関する関連情報を各保険者に通知しなければならない。 重複保険の各保険者が支払う保険金の合計は、保険価額を超過してはならない。契約に別段の規定がある場合を除き、各

保険者はその保険金額と保険金額の合計との割合で保険金支払いの責任を負う。 重複保険の保険契約者は、保険金額の合計が保険価額を超過した部分について、各保険者に割合にしたがって保険料を返

還するよう請求することができる。 重複保険とは、保険契約者が同一の保険の目的、同一の被保険利益、同一の保険事故について二つ以上の保険者とそれぞ

40 第六七条「保険会社を設立する際に、国務院保険監督管理機関の許可を得なければならない。 国務院保険監督管理機関が保険会社の設立申請を審査する際には、保険業の発展及び公平な競争の需要を考慮しなければ

れ保険契約を締結し、かつ保険金額の合計が保険価額を超過する保険をいう。」

- 41 第六八条「保険会社を設立する場合は、次の各号の条件を備えなければならない。
- 資産が二億人民元を下回らないこと。 主要株主は、持続的な営利能力があり、信用が良好で、最近の三年以内に重大な法律・規則違反の記録がなく、 純
- ② 本法及び『中華人民共和国会社法』の規定に合致する定款を有すること。
- ③ 本法の規定に合致する資本金を有すること。
- 4 専門知識及び業務経験のある取締役、監査役及び高級管理者を有すること。
- 健全な組織機関及び管理制度を有すること。
- 条件を満たす営業場所及び経営業務と関連するその他の施設を有すること。

- 7 法律、行政法規及び国務院保険監督管理機関が規定するその他の条件。」
- $\widehat{42}$ 第六九条「保険会社を設立する場合、その資本金の最低限度額は二億人民元である。

但し、本条第一項規定の限度額を下回ってはならない。 国務院保険監督管理機関は、保険会社の業務範囲、経営規模に応じて、その資本金の最低限度額を調整することができる。

保険会社の資本金は、通貨による払込資本でなければならない。」

- $\widehat{43}$ 定していた。 修正前の二〇〇二年保険法第七三条は、保険契約の資本金最低限度額のみが通貨による払込資本でなければならないと規
- (44) 周·前揭注(9)三五二—三五三頁。
- $\widehat{45}$ 簿及び本人確認資料などを追加規定した。 会計事務所により作成された前年度の財務会計報告、投資者により任命された設立責任者、設立中の代表取締役、経理の名 二○○九年保険法第七○条は、保険会社の設立申請資料の中に、設立計画案、投資者の営業許可書及びその他の背景資料
- $\widehat{46}$ をなし、営業許可証を受領する。」 第七七条「許可を得て設立した保険会社及びその支店は、保険業務取扱許可証をもって、工商行政管理機関において登記
- 47 理機関において登記をしない場合、その保険業務取扱許可証は失効する。 第七八条「保険会社及びその支店が、保険業務取扱許可証を取得した日から六カ月以内に、正当な理由なしに工商行政管
- 48 監査役、高級管理者を担当することができない。 第八二条「『中華人民共和国会社法』第一四七条規定の状況または次の各号に掲げる状況がある場合、保険会社の取締役
- 高級管理者の資格の取消しより五年未満の場合。 違法行為または紀律違反行為により、金融監督管理機関より就任資格を取り消された金融機関の取締役、
- (2)門職が資格の取消しより五年未満の場合。」 違法行為または紀律違反行為により、資格を取り消された弁護士、公認会計士または資産査定機関、検証機関の専
- 49 第八五条「保険会社は、国務院保険監督管理機関が認可したアクチュアリーを採用し、 計理報告制度を確立しなければな

保険会社は、専門職を採用し、規定に合致する報告制度を確立しなければならない。」

- 50 を解任する場合、その理由を説明しなければならない。」 保険監督管理機関に報告しなければならない。会計士事務所、資産査定機関、資本・信用評価機関などの仲介サービス機関 第八八条「保険会社が会計士事務所、資産査定機関、資本・信用評価機関などの仲介サービス機関を任命、解任する場合、
- $\widehat{51}$ 周・前掲注(5)一五〇頁。 て調査をし、調査の結果不公平な解任であると判断したときは、その解任を否決することができるとの見解が存在する。 保険監督管理機関が仲介サービス機関を解任する際の保険会社側の説明について、疑問を感じた場合、解任の理由につい
- 52 第九一条「破産財産が破産費用及び共益債務を優先的に弁済した後、次の各号の順序にしたがい、弁済する。
- (1)療保険費用及び法律・行政法規の規定により従業員に支払うべき補償金。 未払いの従業員の賃金、医療・負傷・後遺障害補助費用、従業員の口座に振り込むべき基本年金保険費用、基本医
- 損害の塡補または保険金の支払い。
- (3)保険会社が未納の第(1)号以外の社会保険費用及び税金。
- 普通破産債権。

破産財産が同一順序の弁済要求に足りない場合、割合に応じて分配する。

破産保険会社の取締役、監査役及び高級管理者の賃金は、当該会社従業員の平均賃金に基づいて計算する。」

- 53 状況などの重大事項を真実・正確・完全に公開しなければならない。」 第一一〇条「保険会社は、国務院保険監督管理機関の規定にしたがって、財務会計報告、危険管理状況及び保険商品経営
- 54 理機関が交付した資格証書を取得しなければならない。 第一一一条「保険会社の保険商品の売買に従事する者は、国務院保険監督管理機関が規定する条件に合致し、保険監督管
- 前項規定の保険商品の売買に従事する者の範囲及び管理方法は、国務院保険監督管理機関が規定する。」
- 55 可証を譲渡、貸出、借り出ししてはならない。」 第一一三条「保険会社及びその支店は、法律にしたがって保険業務取扱許可証を使用しなければならず、保険業務取扱許
- 56 第一○○条「保険会社は法律にしたがって保険保障基金を積み立てなければならない。

一〇〇九年中国保険法改正について

保険保障基金は、集中的に管理し、次の各号の状況において使用を一元的に計画しなければならない。

- 保険会社が事業認可の取消しまたは破産宣告を受けた場合、保険契約者、被保険者または受益者を救済するため。
- 済するため。 保険会社が事業認可の取消しまたは破産宣告を受けた場合、法によりその生命保険契約を引き受けた保険会社を救
- 国務院が規定するその他の状況

保険保障基金の募集、管理及び使用に関する具体的方法は、国務院が制定する。」

第一一六条「保険会社及びその従業員は、保険業務活動において次の各号の行為をしてはならない。

<u>57</u>

- 保険契約者、被保険者または受益者を騙す行為。 保険契約者に対して保険契約と関連する重要な状況を隠す行為。
- (3)ないように誘導する行為。 保険契約者が本法に規定する真実告知義務を履行することを妨害し、または本法に規定する真実告知義務を履行し
- (4)与えると約束する行為。 保険契約者、被保険者または受益者に保険契約の規定以外の保険料の割戻しまたはその他の利益を与えるもしくは
- 法律にしたがって保険契約が規定する損害塡補または保険金支払いの義務を履行しない行為
- (6)故意に誇張し、偽りの賠償を行い、保険金を詐取しまたはその他の不当な利益を取る行為。 発生していない保険事故を故意にねつ造し、保険契約をねつ造しもしくはすでに発生した保険事故の損害の程度を
- 保険料を流用、留置、着服する行為。
- (8)合法な資格を取得していない機関または個人に委託し、保険商品の売買活動を行う行為。
- (9)保険業務を行うことを利用して、その他の機関または個人のために不当利益をむさぼる行為。
- どの方法により費用をだまし取るなどの違法行為。 保険代理人、保険仲立人または保険査定機関を利用して、保険仲介業務をねつ造しまたは保険の辞退を虚構するな
- 保険市場の秩序を乱す行為。 真実ではない事実をねつ造、散布するなどの方法で競争相手の商業上の信用を害し、またはその他不当競争行為で

(11)

(10)

- 業務活動の中で入手した保険契約者、被保険者の商業秘密を漏らす行為。
- (13) 法律、行政法規及び国務院保険監督管理機関の規定を違反するその他の行為。」
- 58 た権限の範囲内で保険業務の取扱を代行する機関または個人である。 第一一七条「保険代理人とは、保険者の委託に基づいて、保険者から代理手数料を受け取り、かつ保険者により与えられ

保険代理機関は、保険代理業務を専門的に従事する保険専門代理機関及び保険代理業務を兼営する保険兼業代理機関を含

59 る保険代理業務許可証、保険仲立業務許可証を取得しなければならない。 第一一九条「保険代理機関、保険仲立人は、国務院保険監督管理機関が規定する条件を備え、 保険監督管理機関が交付す

営業許可証を受け取る。 保険専門代理機関、保険仲立人は、保険監督管理機関が交付した許可証をもって、工商行政管理機関において登記をなし、

60 第一二〇条「会社の形式で設立した保険専門代理機関及び保険仲立人の資本金の最低限度額に関しては、『中華人民共和 保険兼業代理機関は、保険監督管理機関が交付した許可証をもって、工商行政管理機関において変更登記を行う。」

国会社法』の規定を適用する。 を調整することができる。但し、『中華人民共和国会社法』が規定する限度額を下回ってはならない。」 国務院保険監督管理機関は、保険専門代理機関、保険仲立人の業務範囲及び経営規模に基づき、その資本金の最低限度額

- $\widehat{61}$ 第一三一条「保険代理人、保険仲立人及びその従業員は、保険業務活動を行う際に次の各号に掲げる行為を行ってはなら
- (1) 保険契約者、被保険者または受益者を騙す行為。
- (2) 保険契約と関連する重要な状況を隠す行為。
- (3)ないように誘導する行為。 保険契約者が本法に規定する真実告知義務を履行することを妨害し、または本法に規定する真実告知義務を履行し
- 保険契約者、被保険者または受益者に保険契約の規定以外の利益を与えるまたは与えると約束する行為
- 行政権力、職務もしくは職業の便利を利用しまたはその他不当な手段で保険契約者が保険契約を締結することを脅

迫、誘導または制限する行為。

- 保険契約をねつ造もしくは勝手に変更しまたは保険契約の当事者に真実でない証明・資料を提供する行為。
- (7) 保険料または保険金を流用、留置、着服する行為。
- (8)業務を行うことを利用して、その他の機関または個人のために不当利益をむさぼる行為。
- 9 保険契約者、被保険者または受益者と結託し、保険金をだまし取る行為。
- ⑩ 業務活動の中で入手した保険契約者、被保険者の商業秘密を漏らす行為。」

第一三九条「弁済能力の不足している保険会社に対して、国務院保険監督管理機関は、

当該保険会社を重点的な監督管理

- 対象とし、かつ具体的事情に照らして次の各号に掲げる措置をとることができる。
- 資本金の増加、再保険契約の締結の命令。
- 業務範囲の制限。
- (3) 株主への利益配当の制限。
- 固定資産の購入または経営費用の規模の制限。
- 資金運用に関する形式、比率の制限。

(5) (4)

- (6) 支店の増設の制限。
- 不良資産の売却・保険業務の譲渡の命令。
- 取締役、監査役、高級管理者の報酬の制限。
- 商業性広告の制限。
- (1) 新しい業務の引受の停止命令。」
- $\widehat{63}$ するよう要求する権限を有する。」 第一五一条「国務院保険監督管理機関は、 保険会社の株主、実際の支配者に指定の期限内に関連する情報及び資料を提供
- $\widehat{64}$ と監督管理に関する談話を行い、会社の業務活動及び危険管理に関する重大な事項について説明を求めることができる。」 第一五三条「保険監督管理機関は、監督管理の職務を履行する需要に応じて、保険会社の取締役、監査役及び高級管理者
- 65 第一五四条「保険会社の整理整頓・接収管理・取消清算期間中、または重大な危険が生じた場合、国務院保険監督管理機

置をとることができる 関は、当該会社に対して直接責任を負う取締役、監査役、高級管理者及びその他直接責任者に対して、次の各号に掲げる措

- 出入国管理機関に上記人員の出国を阻止するよう通知する。
- (2)いよう司法機関に申請する。」 上記人員が財産を移転、譲渡もしくはその他の方法で処分しないように、または財産上その他の権利を設定できな
- (66) 第九五条「保険会社の業務範囲は、次のとおりである。
- (1) 人保険業務は、生命保険、健康保険、傷害保険などの保険業務を含む。
- 財産保険業務は、損害保険、責任保険、信用保険、保障保険などの保険業務を含む。
- ③ 国務院保険監督管理機関が許可する保険と関連するその他の業務。

院保険監督管理機関の許可を得ることにより、短期健康保険業務及び傷害保険業務を取り扱うことができる。 同一の保険会社は、人保険業務と財産保険業務を兼営してはならない。但し、財産保険業務を取り扱う保険会社は、国務

保険会社は、国務院保険監督管理機関が法律にしたがって許可した業務範囲内で保険経営活動に従事しなければならな

- 67 るべきであるとの意見があったが、農業保険を保険会社の業務として定めることが今回の改正では見送られた。 周・前掲注(9)四二四頁。二〇〇九年保険法修正案の段階において、農業保険も保険会社の業務範囲内に明確に規定され
- 68 選択しなければならない。」 第一〇五条「保険会社は、 国務院保険監督管理機関の規定にしたがって再保険業務を行い、かつ再保険の引受人を慎重に
- 69 の保険契約について、WTOに加盟してから四年後には強制的な出再を要求しない。周・前掲注(5)一七四頁。 周・前掲注(9)四五○頁。中国がWTOへ加盟する際の議定書付属書類九によると、生命保険、傷害保険、健康保険以外
- $\widehat{70}$ 不動産、担保貸付を行うことを許可し、相応する投資比率を規定し、保険会社のソルベンシー能力を強化しなければならな 投資比率について厳格にコントロールしなければならなかった。現在の保険投資項目以外にも、保険会社が直接株式、社債、 国の経験に照らして、保険投資に関する監督管理の基本方針を改善する必要性が生じ、そのためには、投資方法を緩和し、 保険資金の運用及び投資について、二〇〇二年保険法改正後に、「保険投資に関する問題において、中国の実情及び諸外

ることができる」と、資金運用面をより広げる必要性があるとの指摘があった。費・王 (大塚・陳訳)・前掲注(8)一九四 い。投資方式の緩和は、保険会社の投資回収率を高めることができ、保険会社も投資の組み合わせをもってリスクを回避す

- 券経営機構、保険業以外の企業の設立に運用することができない」との規定を削除したが、二〇〇二年保険法第一〇五条第 銀行貯金の形態で『運用』され、安全性が過剰に確保された反面、収益性が不足している」との見解があった。周・前掲注 三項の規定について、同規定は、「保険資金の運用の範囲及び方法に関して狭く定めており、現在保険資金のおよそ半分が (5)一七八頁。 周・前掲注(9)四五四頁。二○○九年保険法第一○六条は、二○○二年保険法第一○五条第三項の「保険会社の資金は証
- $\widehat{72}$ ることができる。 第一○七条「国務院保険監督管理機関及び国務院証券監督管理機関の許可を得て、保険会社は保険資産管理会社を設立す

ればならない。 保険資産管理会社が証券投資活動に従事する場合、『中華人民共和国証券法』などの法律、行政法規の規定を遵守しなけ

保険資産管理会社の管理方法は、国務院保険監督管理機関及び国務院関連部門が共同で制定する。」

(73) 費・王 (大塚・陳訳)・前掲注(70)同所。